

令和7年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R8. 1. 29	R8. 2. 12	京橋三丁目東地区第一種市街地再開発事業に係る立会省略同意書の提出について（中央区京橋三丁目〇〇）（令和7年9月22日付7財財活第435号）	18	1						1	1							（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条3号） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため （7条6号） 業務外の問い合わせ等への対応により業務に支障を及ぼすおそれがあるため	財務局財産運用部活用促進課
2	R7. 12. 21	R8. 2. 19	令和7年12月17日に開札した味の素スタジアム改修等検討委託に係る希望制指名競争入札に関する文書のうち、「申込書」				1	1					1	1					（7条5号） 今後の選定経過における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、他案件にも影響があるため （7条6号） 競争入札における公平性が損なわれ、契約事務の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （10条） 当該公文書の存否を明らかにすることで不開示情報を開示することとなるため	財務局経理部契約第二課
3	R7. 12. 26	R8. 2. 24	開示請求75件のうち、契約方法が①一般競争入札案件の場合は、一般競争入札参加資格確認申請書、②一般競争入札以外の場合は、業者基本情報のハードコピー	68	1						1	1							（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条3号） 公にすることにより企業の事業運営の不利益や地位が損なわれるおそれがあるため	財務局経理部契約第二課
4	R7. 12. 26	R8. 2. 24	開示請求書別紙のうち東京都財務局総務課が契約部署となった案件中、「業者基本情報」の「基本情報」（ハードコピー）	7	1						1	1							（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条3号） 公にすることにより企業の事業運営の不利益や地位が損なわれるおそれがあるため	財務局経理部総務課
			<p>表の見方</p> <p>&lt;決定区分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。</li> </ul> <p>&lt;(根拠規定) 条例7条&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。</li> </ul> <p>&lt;公文書の件名&gt;について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。</li> <li>・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。</li> </ul>																	